

(資料 1)

令和 7 年 第 2 回
鴨 川 市 議 会 定 例 会

－ 議 案 説 明 資 料 1 －

令和 7 年 6 月 6 日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第33号	鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	3
議案第34号	鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について	企画総務部 総務課	6
議案第35号	鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 税務課	7
議案第36号	鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課	18
議案第37号	鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建設経済部 農林水産課	27
議案第38号	鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建設経済部 商工観光課	31
議案第39号	南房総広域水道企業団の解散に関する協議について	水道課	35
議案第40号	南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について	水道課	36
議案第41号	南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について	水道課	38
議案第42号	令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第2号）	企画総務部 財政課	39
報告第5号	令和6年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	企画総務部 財政課	46
報告第6号	令和6年度鴨川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	企画総務部 財政課	
報告第7号	令和6年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について	水道課	
報告第8号	令和6年度鴨川市病院事業会計予算繰越計算書について	国保病院	47

議案第 33 号

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

設置の目的を達した鴨川市人・農地プラン検討会を廃止するため、鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1） 鴨川市附属機関設置条例の改正

鴨川市人・農地プラン検討会に関する規定を削る。

（2） 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 37 号）の改正（附則第 2 項）

鴨川市人・農地プラン検討会の委員の報酬に関する規定を削る。

3 施行期日

公布の日

鴨川市附属機関設置条例 新旧対照表

改正前						改正後					
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）					
1 市長の附属機関						1 市長の附属機関					
名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期	名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
略						略					
鴨川市	略					鴨川市	略				
農業振						農業振					

興地域 整備協 議会						興地域 整備協 議会	
鴨川市 人・農 地プラ ン検討 会	市長の諮問に応 じ、農地中間管理 事業の推進に関 する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に規定する農 業において中心 的な役割を果た すことが見込ま れる農業者、農業 の将来の在り方 及びそれに向け た農地中間管理 事業の利用等 に関する事項につ いての協議の結 果を取りまとめ ることについて 調査審議を行う こと。	会長 1 人、副 会長 1 人及び これら 以外の 委員	7 人 以内	(1) 農業に 従事する 者 (2) 識見を 有する者	2 年	(削る)	

鴨川市 観光振 興検討 委員会	略	鴨川市 観光振 興検討 委員会	略
略		略	
2 教育委員会の附属機関 略		2 教育委員会の附属機関 略	

(附則第2項) 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正前		改正後	
別表第3 (第2条関係) 日額報酬表		別表第3 (第2条関係) 日額報酬表	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略		略	
農業振興地域整備協議会の委員	略	農業振興地域整備協議会の委員	略
人・農地プラン検討会の委員	5,000 円	(削る)	
観光振興検討委員会の委員	略	観光振興検討委員会の委員	略
略		略	

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について

1 提案理由

特別職の職員で常勤のものの給料月額を支給額を減額するため、鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）趣旨（第 1 条）

特別職の職員で常勤のもの（鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 40 号。以下「特別職給与条例」という。）第 1 条に規定する特別職の職員で常勤のものをいう。以下同じ。）の給与の支給額を減額するため、特別職給与条例の特例を定めるものとする。

（2）特別職給与条例の特例（第 2 条）

ア 特別職の職員で常勤のものに対する給料月額の支給に当たっては、それぞれ給料月額から、給料月額に次の割合を乗じて得た額を減額する。

（ア） 市長 100 分の 20

（イ） 副市長 100 分の 10

（ウ） 教育長 100 分の 10

イ 特別職の職員で常勤のものの期末手当については、アによる減額後の給料月額により算定する。

（3）特別職給与条例の特例の終期を令和 8 年 3 月 31 日とする。（附則第 2 項）

3 施行期日

令和 7 年 7 月 1 日

議案第 35 号

鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 7 年 3 月 31 日に公布された地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 7 号)により地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の一部が改正され、令和 8 年 1 月 1 日から施行されること等に伴い、鴨川市税条例(平成 17 年鴨川市条例第 48 号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 総則関係

公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとする。

(2) 市民税(個人)関係

ア 特定親族特別控除(※)の創設に伴い、次の改正を行う。

(※) 所得割の納税義務者が特定親族(生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等(その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除き、前年の合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。))で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。以下同じ。)を有する場合に、その納税義務者の前年の総所得金額等から、その特定親族 1 人につき、その特定親族の前年の合計所得金額に応じて一定の額を控除するもの。

(ア) 所得控除に特定親族特別控除を追加する。

(イ) 市内に住所を有する個人の市民税申告義務に係る条文の整備を行う。

(ウ) 給与所得者で市内に住所を有するものの扶養親族等申告書について、特定親族を有する場合は、当該特定親族の氏名を記載することとする。

(エ) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出しなければならない者について、特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、

合計所得金額が 85 万円以下のものに限る。)を有する者を追加し、当該申告書に当該特定親族の氏名を記載することとする。

イ 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする。

(3) 市たばこ税関係

ア 令和 8 年 4 月 1 日以後に売渡し、消費その他の処分（以下「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、当分の間、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとする。

区分	方法
1 葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ	加熱式たばこの重量の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法
2 上記 1 以外の加熱式たばこ	加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法（※） （※） 製造たばことみなされる加熱式たばこのうち、上記 1 の加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの等については、ただし書の方法は適用しない。

イ アの見直しに伴い、令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、改正前の紙巻たばこの本数に換算した課税標準及びアの見直し後の紙巻たばこの本数に換算した課税標準のそれぞれに 0.5 を乗じて計算した本数の合計本数とする。

(4) その他

その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日。ただし、上記 2 の(3)については令和 8 年 4 月 1 日、(1)については地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1

号) 附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日、(2)イについては公益信託に関する法律(令和 6 年法律第 30 号)の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

鴨川市税条例 新旧対照表

改正前	改正後
(公示送達) 第 18 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、鴨川市公告式条例(平成 17 年鴨川市条例第 3 号)第 2 条に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u>	(公示送達) 第 18 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「<u>施行規則</u>」という。)第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を鴨川市公告式条例(平成 17 年鴨川市条例第 3 号)第 2 条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>
(納税証明事項) 第 18 条の 3 <u>地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」</u>という。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	(納税証明事項) 第 18 条の 3 <u>施行規則</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
(所得控除) 第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項	(所得控除) 第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項

までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(寄附金税額控除)

第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 略

(2) 所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって、同項の規定により特定寄附金とみなされるもの

までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(寄附金税額控除)

第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 略

(2) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）第 6 条又は附則第 4 条第 1 項の規定により千葉県知事の認可を受けた同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

(3) 略

2 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者

(3) 略

2 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄

を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手

附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手

当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1）・（2） 略

（3） 扶養親族の氏名

（4） 略

2～5 略

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第 4 条の 2 当分の間、租税特別措置法第 40 条第 3 項後段（同条第 6 項から第 10 項まで及び第 11 項（同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第 40 条第 3 項に規定する公益法人等（同条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人

当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1）・（2） 略

（3） 扶養親族又は特定親族の氏名

（4） 略

2～5 略

附 則

（削る）

等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(新設)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)
当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの

	<u>1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法</u> <u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>(2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により</u>
--	--

	<u>製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>
--	---

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- （2） 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
- （3） 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに附則第3条第5項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の鴨川市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の鴨川市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3

の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 5 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における附則第1条第3号に掲げる規定による新条例第34条の7第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「のうち、」とあるのは「のうち」と、「関連する寄附金」とあるのは「関連する寄附金又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって同項の規定により特定寄附金とみなされるもの」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、鴨川市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 鴨川市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 36 号

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 7 年 1 月 31 日に公布された子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部が改正され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 15 号）及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 16 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）概要

改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、次の条例の改正を行う。

ア 鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【第 1 条】

イ 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例【第 2 条】

（2）鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正【第 1 条】

ア 市長が家庭的保育事業者等による保育内容支援（※）の実施に係る連携施設（連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下同じ。）の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の要件の全てを満たすと認めるときは、連携施設の確保をしないことができることとする。

（ア）家庭的保育事業者等が、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）を保育内容支援連携協力者として適切に確保すること。

(イ) 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されており、保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(※) 保育内容支援 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援をいう。

イ 市長が家庭的保育事業者等による代替保育(※)の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の要件のいずれかを満たすときは、連携施設の確保をしないことができることとする。

(ア) 家庭的保育事業者等が、小規模保育事業A型事業者等又は同等の能力を有する者を代替保育連携協力者として適切に確保した場合には、代替保育連携協力者についてア(イ)の要件を満たすと市長が認めること。

(イ) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

(※) 代替保育 家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。

ウ 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を提供することができると市が認める場合は、平成27年4月1日から令和7年3月31日までの10年間、連携施設の確保をしないことができるとされているが、当該期間を5年間延長する。

(3) 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例【第2条】

特定地域型保育事業者が、連携施設を確保する場合について、上記(2)と同様の基準とする。

(4) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

【第1条】鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらの施設を「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

（2） 略

（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に当たって、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらの施設を「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

（2） 略

（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に当たって、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において

<u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 略 <u>4・5 略</u> 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を提供することができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	<u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 略 <u>6・7 略</u> 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を提供することができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
---	--

【第2条】 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年鴨川市条例第15号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>同号</u>において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子ども	第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年鴨川市条例第15号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>同項</u>において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子ども

に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に当たって、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

(新設)

に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に当たって、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(新設) 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合</u> <u>小規模保育事業A</u>	3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>いずれかを満たすと</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合</u> <u>小規模保育事業A型事</u>
---	--

<u>型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u> (2) 略 <u>4～9</u> 略 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を提供することができる」と市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	<u>業者等</u> (2) 略 <u>6～11</u> 略 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を提供することができる」と市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

利用者の増加及び滞在時間の拡大を図り、更なるにぎわいの創出に資することを目的として、指定管理者が自主事業を行うことができる範囲を変更するため、鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 127 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1） 鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の改正【第 1 条】

- ア 屋外交流エリアを設置し、その使用料の額を定める。
- イ 交流館の展示紹介コーナー及び郷土料理体験コーナー並びに体験館の展示紹介コーナーの使用料の額を改定する。

（2） 鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の改正【第 2 条】

- ア 屋外交流サロン及び体験交流広場を廃止する。
- イ 指定管理者が利用の許可に関する業務を行う施設から農村文化室、屋外交流サロン及び体験交流広場を削る。
- ウ 交流館の農村文化室の使用料の額を改定する。

（3） その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 7 年 7 月 1 日。ただし、上記 2 の（2）については同年 10 月 1 日

【第 1 条】 鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
（施設）	（施設）

第3条 交流ターミナルは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1)～(5) 略

(新設)

別表 (第8条、第13条関係)

区分	単位	金額
		円
農村文化室	1日	1,830
交流館 展示紹介コーナー	1月	259,720
郷土料理体験コーナー	1月	194,530
体験館 展示紹介コーナー	1月	220,000
セミナー室	1日	1,830
加工室	1時間	1,000
略		
体験交流広場	略	
(新設)		
附属設備	食品乾燥機	略

第3条 交流ターミナルは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1)～(5) 略

(6) 屋外交流エリア

別表 (第8条、第13条関係)

区分	単位	金額
		円
交流館 農村文化室	1日	1,830
交流館 展示紹介コーナー	1月	282,710
交流館 郷土料理体験コーナー	1月	141,350
体験館 展示紹介コーナー	1月	205,810
開発工房 セミナー室	1日	1,830
開発工房 加工室	1時間	1,000
略		
体験交流広場	略	
屋外交流エリア	1月	10,130
附属設備	食品乾燥機	略

【第2条】鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(施設) 第3条 交流ターミナルは、次に掲げる施設をもって構成する。 (1)～(3) 略 (4) 屋外交流サロン	(施設) 第3条 交流ターミナルは、次に掲げる施設をもって構成する。 (1)～(3) 略 (削る)

(5) 体験交流広場

(6) 略

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 次に掲げる施設（以下「指定管理施設」という。）の利用の許可に関する業務

ア 農村文化室

イ・ウ 略

エ 屋外交流サロン

オ 体験交流広場

カ 略

(4) 略

別表（第8条、第13条関係）

区分	単位	金額
交流館 農村文化室	<u>1日</u>	円 1,830
略		
開発工房 加工室	略	
<u>屋外交流サロン</u>	<u>1平方メートル当</u> <u>たり1日</u>	<u>100</u>
<u>体験交流広場</u>	<u>1平方メートル当</u> <u>たり1日</u>	<u>100</u>
屋外交流エリア	略	

(削る)

(4) 略

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 次に掲げる施設（以下「指定管理施設」という。）の利用の許可に関する業務

(削る)

ア・イ 略

(削る)

(削る)

ウ 略

(4) 略

別表（第8条、第13条関係）

区分	単位	金額
交流館 農村文化室	<u>1月</u>	円 82,390
略		
開発工房 加工室	略	
(削る)		
(削る)		
屋外交流エリア	略	

略	略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に利用する鴨川市総合交流ターミナルの利用に係る使用料について適用し、同日前に利用した鴨川市総合交流ターミナルの利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例別表の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に利用する鴨川市総合交流ターミナルの利用に係る使用料について適用し、同日前に利用した鴨川市総合交流ターミナルの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 38 号

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

市営駐車場のうち芝浜駐車場について、前原海水浴場の開設期間における使用料を有料とし、適正な管理運営を行うとともに、受益者負担の適正化を図るため、鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 137 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（１） 次の利用期間及び利用時間における芝浜駐車場の使用料を有料とし、その利用者は、次の額の使用料を納付しなければならないこととする。

この場合において、市長は、芝浜駐車場の管理上必要と認めるときは、その利用時間を変更することができることとする。

ア 利用期間 市長が別に定める期間

イ 利用時間 午前 9 時から午後 3 時まで

ウ 使用料の額 1 日 1 回の入場につき 1,000 円

（２） 市長は、次のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができることとする。

ア 駐車場の構造上車両を駐車させることができないとき。

イ 車両が引火性、発火性その他の危険性を有する物品を積載しているとき。

ウ 駐車場の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

エ 他の車両の駐車を妨げ、又は駐車中の他の車両を損傷するおそれがあるとき。

オ その他駐車場の管理上支障があると認めるとき。

（３） 次のいずれかに該当する場合においては、使用料を徴収しないこととする。

ア 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に規定する緊急自動車を駐車させるとき。

イ 国又は地方公共団体がその業務を行うために使用する車両を駐車させるとき。

ウ その他市長が特に必要と認めるとき。

- (4) 既に納付された使用料について、利用者の責めによらない理由により芝浜駐車場を利用できないときは、その額の全部又は一部を還付することができることとする。
- (5) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(新設)	<u>(駐車の拒否)</u> <u>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。</u> <u>(1) 駐車場の構造上車両を駐車させることができないとき。</u> <u>(2) 車両が引火性、発火性その他の危険性を有する物品を積載しているとき。</u> <u>(3) 駐車場の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。</u> <u>(4) 他の車両の駐車を妨げ、又は駐車中の他の車両を損傷するおそれがあるとき。</u> <u>(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。</u>
<u>第5条～第7条 略</u>	<u>第6条～第8条 略</u>
(車両の移動等)	(車両の移動等)
<u>第8条 市長は、第5条の規定に違反して駐車している車両があるときは、利用者に対し、利用の中止及び車両の移動を命ずることができる。</u>	<u>第9条 市長は、第6条の規定に違反して駐車している車両があるときは、利用者に対し、利用の中止及び車両の移動を命ずることができる。</u>

第 12 条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、災害その他占有者の責めによらない理由により駐車場を利用できないとき、又は市長が相当の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

第 13 条 略

別表（第 11 条関係）

駐車場の名称	金額
（新設）	
中央通り駐車場	<u>1 区画当たり 1 月 4,200 円</u>

第 14 条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、災害その他第 12 条第 2 項に規定する利用者若しくは占有者の責めによらない理由により駐車場を利用できないとき、又は市長が相当の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

第 15 条 略

別表（第 12 条関係）

駐車場の名称	金額
<u>芝浜駐車場</u>	<u>1 日 1 回の入場につき 1,000 円</u>
中央通り駐車場	<u>1 区画 1 月につき 4,200 円</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

南房総広域水道企業団の解散に関する協議について

1 提案理由

令和 8 年 3 月 31 日をもって南房総広域水道企業団を解散することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議決を求める。

2 内容

令和 7 年 1 月 27 日付けで、千葉県、千葉県企業局、館山市、茂原市、東金市、勝浦市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町（以下、館山市から鋸南町までを「関係市町村」という。）、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団（以下、千葉県から南房総広域水道企業団までを「関係団体」という。）は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結した。

これに伴い、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団は、基本協定第 2 条第 2 項の規定により令和 8 年 3 月 31 日をもって解散することについて関係団体と合意したことから、解散の決定を、それぞれ関係市町村の議決をもって行うものである。

議案第 40 号

南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について

1 提案理由

南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議決を求める。

2 内容

令和 7 年 1 月 27 日付けで、千葉県、千葉県企業局、館山市、茂原市、東金市、勝浦市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町（以下、館山市から鋸南町までを「関係市町村」という。）、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団（以下、千葉県から南房総広域水道企業団までを「関係団体」という。）は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結した。

これに伴い、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団は、基本協定第 5 条の規定により資産等の整理について関係団体と合意したことから、解散に伴う財産処分の決定を、それぞれ関係市町村の議決をもって行うものである。

（1）南房総市に承継する財産（土地）

所在	登記簿面積
南房総市下滝田字寺原 249 番 2	668 m ²

（2）大多喜町に承継する財産（土地）

所在	登記簿面積
大多喜町上原字打越堀 1198 番 2	19 m ²
大多喜町上原字打越堀 1199 番 3	56 m ²
大多喜町上原字打越堀 1189 番 5	26.05 m ²
大多喜町上原字打越堀 1191 番 9	24.05 m ²
大多喜町西部田字川島 905 番 4	60 m ²

大多喜町西部田字川田 912 番 14	109 m ²
大多喜町西部田字竹ノ沢 798 番 2	66 m ²
大多喜町上原西部田柳原入会字沢山 11 番 543	265 m ²
大多喜町上原西部田柳原入会字沢山 11 番 544	149 m ²
大多喜町上原西部田柳原入会字沢山 11 番 545	4. 00 m ²

(3) 千葉県企業局に承継する財産

(1)及び(2)に掲げる財産以外の財産の全て

議案第 41 号

南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について

1 提案理由

南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法について、関係市町と協議するに当たり、南房総広域水道企業団規約（平成 2 年 8 月 1 日千葉県地指令第 7 号）第 14 条の規定により議決を求める。

2 内容

令和 7 年 1 月 27 日付けで、千葉県、千葉県企業局、館山市、茂原市、東金市、勝浦市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町（以下、館山市から鋸南町までを「関係市町村」という。）、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団（以下、千葉県から南房総広域水道企業団までを「関係団体」という。）は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結した。

これに伴い、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団は、基本協定第 1 条の規定により千葉県企業局が九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業が事業統合した水道用水供給事業を経営することについて関係団体と合意し、千葉県との調整が完了したことから、解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法についての決定を、それぞれ関係市町村の議決をもって行うものである。

（1）事務の承継

南房総広域水道企業団の事務は、千葉県企業局が承継する。

（2）決算の審査及び認定

南房総広域水道企業団の企業長が調製した決算は、千葉県の監査委員が審査を行い、その意見を付けて千葉県の議会の認定に付すものとする。

議案第 42 号

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
14 使用料及び手数料	720, 890	2, 681	723, 571	駐車場使用料
15 国庫支出金	2, 196, 755	125, 320	2, 322, 075	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4, 954 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 115, 079 子ども・子育て支援交付金 3, 577 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 792 外
16 県支出金	1, 130, 560	9, 738	1, 140, 298	ＵＩＪターンによる起業・就業者創出事業補助金 6, 000 防犯力強化緊急支援事業補助金 455 千葉県子ども・子育て支援補助金 2, 920 千葉県孤立集落対策緊急支援補助金 200 外
18 寄附金	650, 000	67	650, 067	一般寄附金 44 教育費寄附金 23
19 繰入金	1, 489, 276	97, 917	1, 587, 193	財政調整基金繰入金 97, 617 天津・浜荻・清澄財産区繰入金 300
22 市債	1, 176, 950	39, 600	1, 216, 550	市道整備事業債 15, 800 急傾斜地崩壊対策事業債 2, 000 公園施設整備事業債 4, 000 防災行政無線施設整備事業債 17, 800
歳入合計	18, 804, 815	275, 323	19, 080, 138	

イ 歳出（目的別） (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,499,701	63,779	3,563,480
3 民生費	6,170,681	122,986	6,293,667
4 衛生費	2,140,606	400	2,141,006
6 農林水産業費	666,911	10,257	677,168
7 商工費	411,323	2,574	413,897
8 土木費	591,572	54,258	645,830
9 消防費	906,090	19,165	925,255
10 教育費	1,611,577	1,904	1,613,481
歳出合計	18,804,815	275,323	19,080,138

ウ 歳出（性質別） (単位 千円)

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,895,386	△1,626	3,893,760
扶助費	3,134,660	107,220	3,241,880
物件費	3,471,295	28,229	3,499,524
維持補修費	122,349	3,236	125,585
補助費等	1,991,985	63,423	2,055,408
積立金	821,652	24	821,676
投資的経費	906,924	74,817	981,741
普通建設事業費	892,574	74,817	967,391
補助事業費	204,879	1,000	205,879
単独事業費	635,257	71,567	706,824

その他	52,438	2,250	54,688
歳出合計	18,804,815	275,323	19,080,138

エ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-7	移住定住支援事業	8,300	6,000			2,300	・移住就業支援金 8,000 千円 移住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏からＵＩＪターンにより本市に転入し、就業等をした者に対し、支援金を交付する。
	民間路線バス維持 確保事業	43,939				43,939	・生活路線バス維持費補助金 43,939 千円 市民等の日常生活に必要な民間路線バスの維持確保を図るため、バス事業者に対し、補助金を交付する。
2-1-9	防犯対策事業	2,972	455			2,517	・防犯カメラ設置工事 914 千円 安心・安全なまちづくりを推進するため、犯罪抑止に有効な防犯カメラを整備する。
2-1-10	システム標準化事業	6,086				6,086	・消耗品費 416 千円 ・基幹系業務機器保守委託料 218 千円 ・帳票管理システム運用支援業務委託料 1,480 千円 ・基幹系業務機器リース料 3,972 千円 基幹系業務システムの標準準拠システムへの移行に伴い、当該システムに適合する基幹系業務端末の更新及び帳票印刷に関する機器等を導入する。

3-1-1	物価高騰対応重点 支援給付金支給事 業(不足額給付分)	115,079	115,079				・物価高騰対応重点支援給付金（不足額給付分） 107,220 千円 外 定額減税の実施に伴い、令和6年度に給付した物価高騰対応重点支援給付金（調整給付分）の支給額に不足が生じる者に対し、追加で給付を行う。
6-1-3	有害鳥獣対策事業	4,062				4,062	・地域おこし協力隊報償金 2,728 千円 ・地域おこし協力隊支援委託料 1,334 千円 有害鳥獣による農作物の被害増及び捕獲従事者の人員不足の状況を改善するため、現在の地域おこし協力隊の任期満了後も、引き続き新たな地域おこし協力隊を委嘱する。
6-3-2	水産業振興補助事業	1,870				1,870	・水産業施設等整備事業補助金 310 千円 円滑な水揚げ作業と安全性の確保に資するため、鴨川市漁業協同組合が行う水揚げ作業用フォークリフトの更新事業に対し補助する。
7-1-3	市営駐車場維持管理事業	2,000			2,000		・有料駐車場運営委託料 2,000 千円 前原海水浴場の開設期間中における市営芝浜駐車場の適正な管理運営を行うため、料金徴収、場内整理、場内清掃等の業務を委託する。
8-2-1	道路台帳整備事業	4,339				4,339	・道路台帳補正委託料 3,839 千円 市道の適正な維持管理を図るため、道路台帳の補正を行う。
8-2-3	市道整備事業	32,329		15,800		16,529	・設計委託料 5,196 千円 ・測量委託料 4,000 千円 ・登記委託料 400 千円

							・市道整備工事 22,733 千円 利便性及び安全性の向上のため、市道の拡幅改良及び側溝、舗装等の整備を実施する。
8-3-2	河川維持補修事業	8,300				8,300	・維持補修工事 8,300 千円 良好な河川機能を確保するため、普通河川葛川の護岸補修工事を実施する。
8-3-3	急傾斜地崩壊対策事業	2,250		2,000		250	・県営急傾斜地崩壊対策事業負担金 2,250 千円 千葉県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所の土砂災害防止工事の円滑な実施を図るため、事業費の一部を負担する。
8-4-4	公園維持管理事業	5,331		4,000		1,331	・公園遊具更新工事 4,475 千円 施設の安全性及び機能性を確保するため、鴨川潮さい公園（児童公園）の遊具更新工事を実施する。
8-5-1	住宅・建築物耐震改修等事業	1,660	620			1,040	・耐震診断補助金 160 千円 ・耐震改修等補助金 1,500 千円 建築物の安全性に対する市民意識の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、鴨川市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事、危険ブロック塀等安全対策に要する経費を補助する。
9-1-4	防災情報伝達事業	17,862		17,800		62	・防災行政無線屋外拡声子局等更新工事 17,862 千円 防災行政無線で発信する防災情報を確実に伝達するため、市内 6 か所の再送信子局のうち、経年劣化により性能が低下している清澄山局を更新する。
10-3-1	中学校施設改修事業	957				957	・鴨川中学校空調設備更新工事設計委託料 957 千円 教職員の労働環境の改善を図るため、不具合が生じている

							鴨川中学校学年職員室の空調設備を更新することとし、その設計業務を行う。
10-6-1	市民スポーツ振興事業	309				309	・スポーツ少年団育成補助金 229 千円 スポーツによる青少年の心身の健全な育成を図るため、鴨川市スポーツ少年団に対し、スポーツ少年団の登録及び指導者資格の取得に係る経費を補助する。 ・全国及び国際スポーツ大会出場奨励金 80 千円 青少年のスポーツ活動の促進及び本市のスポーツの振興に寄与するため、全国及び国際スポーツ大会に出場する市内在住の小中学生及び高校生等に奨励金を交付する。

(2) 債務負担行為補正

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
総合保健福祉会館等ＬＥＤ照明リース料	自 令和７年度 至 令和１７年度	333,991	脱炭素化の推進及び電気料の縮減を図るため、総合保健福祉会館等の照明をＬＥＤ照明に変更し、令和８年度から１０年間にわたりリースにより使用する。 ※対象施設 総合保健福祉会館、天津小湊支所、コミュニティセンター小湊、天津小湊保健福祉センター、福祉センター、認定こども園、旧東条幼稚園、総合交流ターミナル、地域資源総合管理施設、市営漁港、里山オフィス、市立公園、市営住宅金東団地、小学校、中学校、学校給食センター、大山公民館、図書館、郷土資料館、文化財センター、小湊スポーツ館、総合運動施設、道路照明（農道、市道、橋梁）

L E D防犯灯リース料	自 令和 7 年度 至 令和 18 年度	228, 170	脱炭素化の推進及び電気料の縮減を図るため、防犯灯の照明をL E D照明に変更し、令和 9 年度から 10 年間にわたりリースにより使用する。
--------------	-------------------------	----------	--

(3) 地方債補正

ア 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
急傾斜地崩壊対策事業	2, 000		県営急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金の追加に伴い、限度額を追加する。
公園施設整備事業	4, 000		鴨川潮さい公園（児童公園）の遊具更新工事費の追加に伴い、限度額を追加する。
防災行政無線施設整備事業	17, 800		清澄山再送信子局更新工事費の追加に伴い、限度額を追加する。

イ 変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
市道整備事業	26, 500	42, 300	市道小湊中学校前線外道路改良工事費、市道南板屋線外側溝整備工事費及び市道山手 1 号線排水整備工事費の追加に伴い、限度額を追加する。

報告第 5 号

令和 6 年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

1 報告理由

令和 6 年度鴨川市一般会計予算に係る繰越明許費について、この計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

報告第 6 号

令和 6 年度鴨川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

1 報告理由

令和 6 年度鴨川市一般会計予算に係る地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 3 項ただし書の規定による予算の繰越し（事故繰越し）について、この計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

報告第 7 号

令和 6 年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について

1 報告理由

令和 6 年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

報告第 8 号

令和 6 年度鴨川市病院事業会計予算繰越計算書について

1 報告理由

令和 6 年度鴨川市病院事業会計予算繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。